

令和 8 年 7 月 3 0 日 開 会

第 7 9 3 回 む つ 市 教 育 委 員 会 会 議

議 案 等 関 係 書 類

## < 目 次 >

- 議案第1号 むつ市奨学金貸与条例の一部を改正する条例（総務課）
- 議案第2号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例（総務課）
- 議案第3号 議会の議決に付すべき財産の取得について（総務課）
- 議案第4号 令和8年度むつ市一般会計補正予算案（川内公民館）

## < 事務局からの報告事項 >

- 報告第1号 むつ市議会第268回定例会報告（総務課）
- 報告第2号 臨時代理した事項の報告について（総務課）
- 報告第3号 臨時代理した事項の報告について（総務課）
- 報告第4号 臨時代理した事項の報告について（総務課）
- 報告第5号 臨時代理した事項の報告について（総務課）
- 報告第6号 臨時代理した事項の報告について（総務課）
- 報告第7号 臨時代理した事項の報告について（総務課）
- 報告第8号 臨時代理した事項の報告について（総務課）
- 報告第9号 臨時代理した事項の報告について（総務課）
- 報告第10号 臨時代理した事項の報告について（総務課）
- 報告第11号 天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更（捕獲）許可申請について（生涯学習課）

## < そ の 他 >

## 議案第 1 号

### むつ市奨学金貸与条例の一部を改正する条例

むつ市奨学金貸与条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 1 1 号の規定により教育委員会の意見を求める。

令和 8 年 7 月 3 0 日提出

むつ市教育委員会教育長      阿   部   謙   一

### 提案理由

教員不足への対策として、奨学生であった者が下北地域の小中学校に教諭として勤務した場合の返還猶予及び免除制度の新設をするほか、貸与額を引き上げ、及び奨学生の選考手続の効率化を図るためのものである。

## むつ市奨学金貸与条例の一部を改正する条例

むつ市奨学金貸与条例（昭和 3 5 年むつ市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 2 条を加える。

（貸与の申請）

第 3 条の 2 奨学金の給付を希望する者は、むつ市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請しなければならない。

（奨学生の決定）

第 3 条の 3 教育委員会は、前条の申請があったときは、教育委員会が定める基準に基づきその内容を審査し、奨学生を決定する。

2 前項の場合において、同項の申請に係る人数が予算の範囲内において教育委員会が定める人数を超えるときは、むつ市奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）の審議を経なければならない。

第 4 条第 1 項中「むつ市奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）」を「選考委員会」に改め、同条第 3 項中「むつ市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改める。

第 4 条の 2 を削る。

第 5 条第 2 号中「3 万円」を「4 万円」に改める。

第 9 条及び第 1 0 条を次のように改める。

（奨学金返還の猶予）

第 9 条 奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、願い出により相当の期間奨学金の返還を猶予することができる。

(1) 学校の正規の修学年限を修了後引き続き上級学校に進学したとき。

(2) 疾病その他特別の事情により奨学金の返還が困難なとき。

2 下北地域（むつ市及び下北郡の区域をいう。以下同じ。）の公立小中学校（公立学校のうち、小学校及び中学校をいう。以下同じ。）で教諭として勤務することを希望するものとして教育委員会が特に認めた奨学生（以下「教諭志望奨学生」という。）であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、願い出により相当の期間奨学金の返還を猶予することができる。

(1) 下北地域の公立小中学校に教諭として勤務しているとき。

(2) 青森県内の公立小中学校に勤務しており、下北地域の公立小中学校に教諭と

して勤務することを希望しているとき。

(奨学金返還の免除)

第10条 奨学生又は奨学生であった者が奨学金返還完了前に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その全額又は残額を免除することができる。

- (1) 死亡したとき。
  - (2) 心身に著しい障がいを受けたとき。
  - (3) 著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、相当の期間資力の回復が困難であると認められる場合で、弁済の見込みがないと認められるとき。
- 2 教諭志望奨学生であった者が前条第2項の規定により奨学金の返還の猶予をされ、かつ、下北地域の公立小中学校の教諭として第7条第2項第1号の返還期間と同等の期間勤務したときは、その全額又残額を免除することができる。ただし、当該期間を満了する前に退職したとき（懲戒処分（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による処分をいう。）を受けた場合を除く。）は、当該勤務した期間に本来返還すべきであった奨学金の返還を免除することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のむつ市奨学金貸与条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に決定される奨学生について適用し、施行日前に決定された奨学生については、なお従前の例による。
- 3 新条例第9条第2項及び第10条第2項の規定は、令和6年度から令和8年度までに決定された奨学生についても適用する。



## 議案第 2 号

### むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例

むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 1 1 号の規定により教育委員会の意見を求める。

令和 8 年 7 月 3 0 日提出

むつ市教育委員会教育長      阿   部   謙   一

### 提案理由

令和 9 年 4 月 1 日から学びの多様化学校となる南小学校及び南中学校を設置するとともに、近川中学校を田名部中学校に統合することに伴い、条文整備をするためのものである。

## むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例

むつ市立学校設置条例（昭和３９年むつ市条例第１９条）の一部を次のように改正する。

本則の表むつ市立脇野沢小学校の項の次に次のように加える。

|          |                |
|----------|----------------|
| むつ市立南小学校 | むつ市大字奥内字中野４０番地 |
|----------|----------------|

本則の表むつ市立近川中学校の項を削り、同表に次のように加える。

|          |                |
|----------|----------------|
| むつ市立南中学校 | むつ市大字奥内字中野４０番地 |
|----------|----------------|

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

#### （準備行為）

- 2 むつ市立南小学校及びむつ市立南中学校への入学に係る手続その他の必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。



## 議案第 3 号

議会の議決に付すべき財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 1 1 号の規程により教育委員会の承認を求める。

令和 8 年 7 月 3 0 日提出

むつ市教育委員会教育長      阿   部   謙   一

## 提案理由

第 1 期 G I G A スクール構想において整備されたタブレットパソコンが更新時期を迎えることから、当該機器の一部を更新するためのものである。

1 取得する財産

物品 タブレットパソコン等

| 品 名                      | 数 量        |
|--------------------------|------------|
| タブレットパソコン<br>(ソフトウェア等含む) | 1, 0 2 9 台 |

2 契約の相手方 青森市大字浜田字豊田 1 5 6 番地 2  
株式会社ビジネスサービス青森支店  
支店長 中 村 牧 大

3 取得価格 6 9, 0 4 5, 9 0 0 円

4 取得の目的 タブレットパソコンを更新する。

5 契約の方法 随意契約

## 議案第 4 号

### 令和 8 年度むつ市一般会計補正予算案

令和 8 年度むつ市一般会計補正予算案を提出したいので、むつ市教育委員会事務  
委任規則第 1 条第 1 1 号の規定により、教育委員会会議の議決を求める。

令和 8 年 7 月 3 0 日

むつ市教育委員会教育長      阿   部   謙   一

### 提案理由

雪害により破損した湯野川地区公民館の屋根部分について、全国市有物件災害共  
済会の建物災害共済金を活用して改修するものである。

## 令和 8 年度むつ市一般会計補正予算案（川内公民館）

### 1 事業概要等

湯野川地区公民館は、地区住民の会合、選挙投票所、災害避難所、地区の葬祭等に使用されている当地区唯一の集会施設だが、今冬の雪害により、屋根の軒先が広範囲にわたり破損したことから、運営に支障をきたす恐れがあるため改修を要するものである。

なお、財源に全国市有物件災害共済会の建物災害共済金を活用する。

### 2 対象箇所

屋根・軒先

### 3 事業経過

|              |            |
|--------------|------------|
| 令和 8 年 8 月   | 補正予算案提出    |
| 令和 8 年 1 0 月 | 工事請負契約事務依頼 |
| 令和 8 年 1 1 月 | 工事完了予定     |

### 4 予算

|       |       |             |
|-------|-------|-------------|
| 歳出見積額 | 工事請負費 | 1, 8 8 5 千円 |
|-------|-------|-------------|

|       |         |          |
|-------|---------|----------|
| 歳入見積額 | 建物災害共済金 | 9 0 0 千円 |
|       | 一般財源    | 9 8 5 千円 |

むつ市議会第268回定例会報告

会期：6月2日（火）～6月24日（水）

1. 一般質問 6月11日（木）～6月16日（火）

質問者 9番 富岡直哉 議員

質問事項：2. むつ市内の高校の在り方について

(1) 下北地区統合校の開設に向けた進捗について

質問の要点：① 下北地区統合校の開設に向けた現在の進捗について

（再質問）各中学校への統合校の説明はどのようなになっているのか

まずは、現状の中学校における高校説明会の流れにつきまして、御説明をいたしますが、中学校側から生徒の志望する各高校へ要請をして説明会を開催している状況にあります。

統合校につきましても、この流れと同様に、むつ工業高等学校内の「下北地区統合校開設準備室」へ中学校側から要請し、その要請を受けて、6月初旬より順次説明会を開催する予定と伺っております。したがって、今後、説明会が必要な全ての中学校で開催されるものと認識しております。

また、7月24日には体験入学も予定されておりますことから、中学3年生の皆さんにとって、進路選択に必要な情報が得られるよう準備が進められているものと認識しております。

質問事項：3. 学校跡地の活用について

(1) 廃校の現状について

質問の要点：① 廃校の現状を確認することで、有効活用につなげたい

【答弁概略】

3. 学校跡地の活用について

① 廃校の現状を確認することで、有効活用につなげたい

現在廃校となっている学校は17校となっており、そのうちむつ市有財産活用基本方針に則って検討した結果、民間提案制度での利活用を目指している廃校は6校となっております。既に利活用した事例といたしましては、民間提案制度により旧角違小中学校を売却し、民間事業者が農業用地として活用しております。

他には、学校体育施設開放事業において民間スポーツ団体等が旧中野沢小学校体育館を有効活用しております。

（再質問）廃校施設について、市として「売却」「貸付」「地域利用」「解体」など、どのような基準で方向性を判断しているのか

廃校の活用方針の判断に当たりましては、廃校がある地域での利用を優先しており、地域での利用がない場合には施設の管理状況を鑑みて、民間提案制度活用や解体などを判断しております。

**質 問 者 3 番 高 橋 征 志 議 員**

**質 問 事 項：2. 中東情勢の影響について**

**(1) 市政への影響と今後の対応について**

**質問の要点：① 中東情勢の悪化による市の財政への影響の見通しと、今後の対応について伺う**

**(再質問) 日々の教育活動をこれまで通り維持していく上で、特に懸念される事項は何だと考えているか。また懸念事項に対する今後の対策は**

中東情勢の影響により、学校運営や教育活動において、特に懸念される事項といたしましては、例えば、燃料供給が滞った場合、学校施設の冷暖房の使用ができなくなる可能性が考えられます。

また、物価高騰等により、学校給食の安定した提供ができなくなる可能性や、物資の不足により、学校施設の修繕や工事の遅れなどが考えられますが、現時点においては、大きな影響は確認されておられません。

教育委員会としましても、まずは情報収集に努め、子ども達の教育活動を最優先に考えて対応してまいります。

**(再質問) 物価高騰により、学校配当予算の圧迫が懸念されるが、どのような対応を考えているか。**

物価高騰による学校配当予算への影響につきまして、令和8年度予算におきましては、物価高騰を見込んで配当額を増額して対応しております。

また、いずれかの学校において配当予算が不足した場合は、各学校の配当予算の残額を集めて流用や再配当をしておりますが、それでも不足する場合は、市財政課の確認を得て、教育委員会総務課の予算から支出しております。

今後、さらなる物価高騰も懸念されますが、各学校においては計画的な予算管理に御協力いただき、教育委員会としましても適切な予算措置を講じ、学校運営の安定に努めてまいります。

**質 問 事 項：3. 教育行政について**

**(1) 次期教育大綱について**

**質問の要点：① 学校現場の余白づくりについて、具体的にどのような対策を講じるのか**

**【答弁概略】**

**3. 教育行政について**

**① 学校現場の余白づくりについて、具体的にどのような対策を講じるのか**

教職員が子どもたちと向き合う時間を確保し、心身ともに余裕を持って教育活動に従事できる環境を整備することは、教育の質の向上にも直結する重要な課題

と認識しております。

教育委員会では、平成28年12月に「教職員の時間外労働等の縮減に関する指針」を策定して以降、欠席フォームの導入、定時退校日や学校閉庁日の設定をしてきました。また、学校においては行事や会議等の在り方、日課表などの見直しにより余白づくりに取り組んでいただいております。さらに近年では、校務支援システムや時間外電話切替機の導入及び部活動の地域移行などの取組により、時間外在校等時間は減少傾向にあります。

今後につきましては、本年3月に作成いたしました「むつ市立学校の教職員に関する業務量・健康確保措置実施計画」に基づき、学校現場に余白を作るための取組として、勤務時間前後における業務負担の軽減や学校が担う事務業務の簡素化・効率化など、複数の施策について検討を進めているところでございます。これらの施策は、教職員の実際の負担軽減に直結するものであり、優先度の高いものから段階的に取り組んでまいります。

併せて小中一貫非常勤講師、特別非常勤講師、スクールサポーター等、市独自の施策の継続・充実に努めてまいります。

教職員が余裕を持ち、子ども達との関わりを大切にできる学校現場の実現に向けて、引き続き取り組んでまいります。

#### **（再質問） こどもの権利を教育大綱に位置づけるべきではないか**

市では、令和6年に「こどもの笑顔まんなか条例」を制定し、こどもを権利の主体として尊重することを明示しているところであり、こどもの権利の保障は大変重要な事項であると認識しております。

3月にお示しした素案は、第3期教育大綱の策定に向けたたたき台として提示したものであり、現時点で全ての要素を網羅しているものではございません。

第3期教育大綱は、今後、総合教育会議において議論を重ね、今年度中に策定することとしておりますので、「こどもの権利」の位置づけについても、本市が制定した「こどもの笑顔まんなか条例」の理念を踏まえ、会議の中でしっかりと議論してまいりたいと考えております。

中学校において男女の着替えを同室にしていることについては、学校にて別室を用意していても、子ども達が利便性等を考えて同室で着替えることもあることを認識しております。

#### **（再質問） 文化財展示施設を教育大綱に位置づけていただきたいが、見解は**

文化財展示施設の整備につきましては、素案の中でも明記させていただいております。

今後、総合教育会議の中でしっかりと議論してまいりたいと考えております。

#### **質 問 者 2 番 工 藤 祥 子 議 員**

**質 問 事 項： 1. 子育て無償化の拡大について**

**(1) 小中学校の給食無償化について**

**(2) 地元の食材利用について**

**(3) 教材費、修学旅行費、制服代等にも支援すべき**

- 質問の要点：① 給食を喫食できない児童生徒の対応について  
② むつ市における地元食材の使用率について  
③ 支援の拡充について

【答弁概略】

1. 子育て無償化の拡大について

① 給食を喫食できない児童生徒の対応について

当市では令和6年10月から小中学校の給食費無償化事業を開始し、現在も継続しております。無償化は、全児童・生徒が対象となりますことから、食物アレルギー等の理由で給食を喫食することが出来ない児童生徒や就学援助を受けている児童生徒につきましても同様に無償化の対象となります。

② むつ市における地元食材の使用率について

青森県が実施いたしました令和7年度学校給食における地元食材の使用状況調査では、本市の給食食材の使用割合は、地元産品が9.0%、約46.9トン、県産品が37.4%、約195.4トンとなっており、地元産品と県産品の合計が46.4%、約242.3トンとなっております。

昨今の地元及び県産品の割合が低迷している原因としては、昨年度からの米の不足や令和4年度に発生した鳥インフルエンザによる影響、農作物生産者の減少などが考えられます。

青森県が策定しております「第5次青森県食育推進計画」において、令和12年の学校給食における県産食材の使用割合の目標値が68.6%となっておりますので、地元及び県産品の購入が可能な食品に関しては積極的な地産地消に努めてまいります。

③ 支援の拡充について

現在、経済的理由で就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、就学援助費支給事業として、学用品費、通学用品費、新入学学用品費などを支給しております。また、修学旅行費についても全額支給しており、参加の機会を確保するよう努めております。

制度の拡充については、ほかの支援制度の状況などを踏まえて研究してまいります。

質問者 11番 野中貴健 議員

質問事項：1. 児童生徒のクラブ活動の現状について

- (2) 中学生の地域クラブへの加入状況について
- (4) 遠征時等の移動手段について
- (5) スポーツ少年団と地域クラブの所管の統一について

質問の要点：① むつ☆かつを含む地域クラブ等への中学生の加入状況と現状の課題と今後の見通しについて伺う

- ② スポーツ少年団の遠征、移動手段について伺う
- ③ 地域クラブ等の遠征、移動手段について伺う



- ④ スポーツ少年団と地域クラブの所管が分かれている現状について、連携や情報共有が円滑に行われているのか。また、今後の統合や一元管理の可能性はあるのか

【答弁概略】

1. 児童生徒のクラブ活動の現状について

① むつ☆かつを含む地域クラブ等への中学生の加入状況と現状の課題と今後の見通しについて伺う

中学生の地域クラブへの加入状況について、全生徒数1,171名に対し、むつ☆かつへの加入者数は583名で49.8%、むつ☆かつ以外のクラブへの加入者数は166名で14.2%となっており、合計すると749名の64.0%の生徒が何らかのクラブに所属しております。

現状の課題といたしましては、平日の活動時間の短さや指導者の資質向上へ向けた取組となっております。

今後の見通しにつきましては、むつ☆かつの持続的な運営と、中学生に充実した放課後活動を提供できるような体制構築が重要であると考えており、運営方針等の検討を進めているところでございます。

具体的には、指導者確保・育成の仕組み、送迎体制の充実、財政的な持続性など、多角的な観点から検討を進め、地域全体で中学生の成長を支援できるような体制の構築を目指してまいります。

（再質問）各中学校の加入率は

|        |      |      |         |
|--------|------|------|---------|
| 田名部中学校 | 加入者数 | 370名 | (62.4%) |
| むつ中学校  | 加入者数 | 93名  | (62.0%) |
| 関根中学校  | 加入者数 | 13名  | (56.5%) |
| 近川中学校  | 加入者数 | 0名   | (0%)    |
| 大湊中学校  | 加入者数 | 39名  | (84.8%) |
| 大平中学校  | 加入者数 | 139名 | (66.8%) |
| 川内中学校  | 加入者数 | 17名  | (47.2%) |
| 大畑中学校  | 加入者数 | 74名  | (70.5%) |
| 脇野沢中学校 | 加入者数 | 4名   | (66.7%) |

（再質問）旧市内と旧町村部の中学校での加入率の違いは何が要因と考えるか

市内9校合計での加入率64.0%に対し、川内中学校のみ47.2%と若干低くはなっておりますが、大畑中学校、脇野沢中学校ともに全体平均よりも高い加入率になっており、特段、旧市内と旧町村部で加入率に差はないものと認識しております。

（再質問）加入率を上げることは望ましいことか

むつ☆かつは、中学生一人ひとりが自由意志に基づいて参加するものでございます。したがって、加入率そのものの上下に一喜一憂することではなく、参加する生徒にとって充実した放課後活動が提供できているかどうかが重要である

と考えております。

今後も、活動内容の充実と指導体制の強化に注力し、参加生徒の満足度の向上を目指してまいります。

**（再質問）スポーツクラブや吹奏楽は大会があるが、ほかの文化クラブの発表の場として「むつ☆かつ文化祭」などの催し物はできないものか**

文化クラブの発表の場につきましては、現在、市民文化祭や桜まつりなど、市内で開催される各種イベントに参加し、発表の機会を得ているところでございます。

このような既存のイベントを活用することで、生徒達が地域の皆さまに自分達の活動成果を発表し、評価を受ける貴重な機会となっております。

**② スポーツ少年団の遠征、移動手段について伺う**

**③ 地域クラブ等の遠征、移動手段について伺う**

各クラブにおける遠征時の移動手段につきましては、原則として現地集合現地解散としております。ただし、むつ☆かつにおいては県中体連など多くの参加者が見込まれる場合や、遠方などの理由から保護者の現地集合現地解散が難しい世帯が多い場合は、マイクロバス等を運用することがあります。生徒の安全確保と保護者負担の軽減を図りながら、今後も適切に対応してまいりたいと考えております。

**（再質問）マイクロバス等のレンタカーについて、ガイドラインはあるか**

マイクロバスの運行に関する専門的なガイドラインは作成しておりませんが、運転手に対する規定を定めており、安全運行の確保に努めているところであります。

今後、運行に係る課題が生じた場合には、より詳細な基準の整備についても検討してまいりたいと考えております。

**（再質問）むつ☆かつ以外のクラブも同様の運用をしているのか**

むつ☆かつ以外の地域クラブにつきましては、原則として現地集合現地解散とすることから、ガイドライン等は作成していないと伺っております。

**（再質問）先般の事故を受けて、見直すあるいは検討していることはあるか**

先般のバス事故は極めて重大な事案であり、重く受け止めております。

現在、運転手規定の再確認、緊急時対応マニュアルの見直しなどを検討しているところであります。

いずれにいたしましても、生徒の安全確保を最優先に、より詳細な基準整備についても検討してまいりたいと考えております。

**（再質問）現地集合現地解散の場合、保護者による自家用車の相乗り移動も考慮しなければならない。市としてどのような見解を持っているか**

相乗りでの遠征移動につきましては、安全性や責任の所在など、検討すべき課

題があるものと認識しております。保護者同士での了解が必要であることはもとより、事故発生時の対応や保険の取扱など、様々な観点から慎重に検討する必要があると考えております。

**（再質問）レンタカーの運転手について、二種免許がなければいけないと報道等で議論されているが、実際はどうか**

法令解釈につきましては、お答えすることが難しいところではありますが、むつ☆かつでのバスの運用につきましては、東北運輸局青森運輸支局に確認したところ、現在の運用方法に問題ないとの回答を得ております。

今後も、関係機関との協議を密にしながら、適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

**（再質問）謝金と報酬の線引きはどうなっているのか**

運転手への支給方法につきましては、謝金は事務的な補助や協力に対する謝礼であり、報酬は継続的な職務に対する対価という性質の違いがあります。この線引きは法的な解釈に関わる部分もあることから、むつ☆かつバスの運行に係ることについては、東北運輸局青森運輸支局に確認した上で、現在の運用方法としております。

今後も、関係機関との協議を密にしながら、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

**④ スポーツ少年団と地域クラブの所管が分かれている現状について、連携や情報共有が円滑に行われているのか。また、今後の統合や一元管理の可能性はあるのか**

**（再質問）スポーツ少年団と地域クラブの所管が現在のように分かれていることで、指導者への安全管理指導や遠征時のルール共有に弊害が生じていないか**

安全管理指導や遠征時のルールなど普遍的な部分については、関係課が連携して情報を共有しておりますことから、所管課が分かれていることによる弊害は生じていないものと認識しております。

今後も子ども達の安全確保を最優先に関係課が緊密に連携してまいります。

**（再質問）将来的にむつ☆かつは、小さな子どもから高齢者まで一緒に活動できる環境を目指していく中で、今後も同じ体制でいくのか**

現在の所管課の体制を基本としながらも、活動の内容や規模の変化に応じて、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

むつ☆かつが目指す多世代交流の実現に向けて、組織体制の在り方について、活動の進捗状況を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

**質 問 者    1 番   佐   藤                  武   議 員**

**質 問 事 項： 1. 教育行政について**

(1) 教育をめぐる諸問題について

(2) 特別支援教育推進委員会について

質問の要点：① 様々な問題があると思うが、教育委員会としては何処に問題があると考えているか

② 特別支援教育推進委員会とはどのような役割を果たしているのか

## 【答弁概略】

### 1. 教育行政について

① 様々な問題があると思うが、教育委員会としては何処に問題があると考えているか

教員につきましては、教員採用試験の倍率が低下しており、教職志望者が減少している状況にあります。

これに伴い、必要な教員数を確保することが難しくなっており、教員の質の確保にも影響を与える深刻な課題となっていると認識しております。

また、教職員の長時間労働が常態化しており、子ども達と向き合う時間や授業準備の時間の確保が難しくなっており、このことは教職員の心身の健康に影響を与えると共に、教育の質の向上を阻害する要因となっています。

しかしながら、本市においては学校における行事や日課表等の見直しをはじめ、部活動の地域移行や様々な働き方改革を実施したことにより、時間外在校等時間は減少傾向にあり、改善に向かっております。

今後につきましても、教職員が心身ともに余裕を持ち、子ども達と真摯に向き合える環境の構築に向けて、引き続き取り組んでまいります。

### （再質問）教員の未配置について、4月1日現在及び現時点での未配置数、中学校で音楽、美術の専科がない校数は

まず、勤務時間の短い非常勤講師を含めない未配置は、4月1日現在で小学校10名、中学校7名。次に5月末時点では、小学校9名、中学校7名となっております。

また、中学校において音楽の専科がない学校は2校、美術の専科がない学校は4校となっております。

### （再質問）今後どのような対策を取っていくか

短期的なものとして、今年度は未配置の学校に勤務時間が半分程度の非常勤講師を充てることで対策をしており、小学校4名、中学校2名が配置されております。また、これまで市が独自に任用してきた小中一貫非常勤講師に加え、令和6年度からは、むつ市特別非常勤講師を制度化し、市の負担にて小中学校の授業の充実に努めております。

もとより教員の配置は、一義的には青森県教育委員会の役割となりますので、今後も青森県教育委員会にしっかりと適正配置を働きかけてまいります。

**（再質問）教員採用試験の受験者が逡減傾向にあり、低い状態が続いているが、原因は何処にあると考えるか**

その原因については様々あるかと思いますが、教師としてのやりがいや、ほかの職業では得がたい貴重な経験といったプラスの要因に比べ、労働時間の長さ、休みの取りにくさや多様化する児童生徒や保護者への対応の難しさといったマイナスイメージが大きいのではないかと推察しております。

**（再質問）病気休暇取得者は何人か。そのうち精神疾患と診断されている人数は何人か。過去５年間の傾向はどうなっているか**

病気休暇取得者については、令和７年度は１１名で、うち精神性疾患の方は３名となっております。

また、過去５年間の傾向については、令和４年度及び令和５年度に精神性疾患での休暇が一時的に増えましたが、近年は減少傾向となっております。病気休暇全体では年度によりばらつきがあり特筆する傾向はないものと認識しております。

**（再質問）超過勤務時間は平均何時間か。最高の超過勤務時間者は何時間か**

令和７年度の平均では、小学校３５．６時間、中学校４４．８７時間となっております。最も時間外等在校時間が多い方は、一月で小学校１１８．９２時間、中学校１８５．４５時間となっております。

**（再質問）勤務時間管理の確実性をどのように担保しているか**

国が求める「客観的方法による把握」に対応するため、令和６年度から勤怠管理付きタイムレコーダーを導入しております。

**（再質問）長時間過密労働による多忙化の原因は何か**

近年では部活動の地域移行、校務支援システムの導入、時間外電話切替機の導入等により、時間外在校等時間が減少傾向にあります。多忙化の原因は中学校にあっては部活動、そして小中とも根底にあるのは「１００％で満足せず、どんなに時間をかけてでも、それ以上を目指そうとする教員の使命観」であると考えています。その結果、教員にゆとりがなくなれば一人ひとりに向き合う時間を持つことも難しくなります。学校・家庭・地域の役割を整理し、教員が本務に集中できる環境を構築するため、今後も支援に努めてまいります。

**（再質問）改善策はあるか**

国の定める指針に基づき、令和８年３月に「むつ市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めており、当市の状況に合わせた「学校と教師の業務の３分類」である「学校以外が担うべき業務」、「教師以外が積極的に参画するべき業務」、「教師の業務だが負担軽減を促進するべき業務」の見直し等により改善したいと考えております。

**（再質問）地方公務員法に研修が規定されているが、さらに特例法である教員公務員特例法で規定されているのは何故か**

教育公務員特例法第1条にて、この法律の趣旨が教育を通じて国民全体に奉仕する教育公務員の職務とその責任の特殊性に基づくものであると規程されていることから、子ども達を育てるという重い責任を果たすために特段の研修が必要である旨、規程されているものと理解しております。

**（再質問）教育環境・条件で子ども達にとって教員が最も重要であると思うかどうか**

学校における教育環境・条件では、教員が最も重要な要素であると考えており、今後も子ども達と向き合う時間を確保するため校務改善に努めてまいります。併せて、子ども達の生活全体を考えますと、家庭の役割も同様に重要であります。学校と家庭が相互に連携し、それぞれの役割を果たすことによって、子ども達のより健全な成長が実現されるものと考えております。

**② 特別支援教育推進委員会とはどのような役割を果たしているのか**

特別支援教育推進委員会は、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学相談及び教育支援を行うため、専門的・総合的な見地から審議・助言を行う組織であり、昭和53年の文部省通知を踏まえ、全国的に「就学指導委員会」として設置されてきたもので、むつ市においても同年に規則等を整備し、運営してまいりました。

その後、国において、障がいのある児童生徒等の就学先決定や支援体制の充実を図るため、学校教育法施行令の改正や、インクルーシブ教育システム構築に向けた制度見直しが進められたことを受け、平成25年に「むつ市特別支援教育推進委員会条例」を制定し、名称を「就学指導委員会」から「特別支援教育推進委員会」へ改めたところであります。

委員会では、教育経験を有する教員をはじめ、医師、心理や福祉の専門家など、多様な専門性を有する委員の皆様が、それぞれの知見をもち寄り、児童生徒の状況を総合的に判断しております。

具体的には、特別支援学級や通級による指導など、適切な学びの場に関する助言を行うほか、就学後も含めた継続的な支援の在り方について協議し、学校や保護者の皆様への支援につなげております。

このように、特別支援教育推進委員会は、共生社会の実現に向け、障がいのある児童生徒が安心して学ぶことのできる教育環境を整備するうえで、極めて重要な役割を果たしているものと認識しております。

**（再質問）委員の構成及び委員長、開催時期と回数、特に就学指導に関する審議回数（臨時も含む）**

特別支援教育推進委員会の委員の構成は、医師、教育職員、学識経験を有する者、関係行政機関の職員、福祉関係者など、教育委員会が適当と認める者を含む計17名で構成しております。

なお、委員長及び副委員長につきましては、委員の互選により選出しております。

す。

今年度の開催時期は定例を4回予定しております。第1回特別支援教育推進委員会は5月に開催し、通級による指導対象児童の総合判断等を行いました。第2回は9月に開催し、主に中学校に進学する児童を対象に対象児童生徒の総合判断を行います。第3回は、11月に開催し、主に翌年度小学校に入学する未就学児童を対象に対象未就学児等の総合判断を行います。第4回は2月に開催し、新入学児童の個別の教育支援計画の作成を行います。このほか、必要に応じて臨時特別支援教育推進委員会を開催しております。臨時につきましては、児童生徒の状況変化への早急な対応が必要な場合や、緊急的な就学判断を要する案件が生じた場合などに開催しております。なお、開催回数につきましては、令和7年度は4回開催しております。

### **（再質問）相談及び就学指導・支援で支援した過去5年間の人数は何人が**

相談件数の詳細な把握は難しいのですが、令和7年度は延べ約150件となっております。

就学指導・支援に関する審議人数につきましては、

令和3年度、未就学児26名、小中学生52名、合計78名

令和4年度、未就学児18名、小中学生58名、合計76名

令和5年度、未就学児25名、小中学生60名、合計85名

令和6年度、未就学児26名、小中学生73名、合計99名

令和7年度、未就学児25名、小中学生70名、合計95名

となっております。

このように、未就学児につきましては概ね横ばいで推移しておりますが、小中学生につきましては増加傾向が見られております。

今後も、児童生徒一人ひとりの状況を的確に把握し、適切な就学指導を呼び支援に努めてまいります。

### **（再質問）就学前に関わっている幼稚園・保育園、児童発達支援の意見をどう反映しているのか**

相幼稚園・保育園・児童発達支援事業所等からは、子ども達の様子、あるいは施している適切な支援について情報提供をいただいております。

また、教育委員会事務局職員もこうした施設を訪問して、実際に状況を確認をする、そして学ぶ、そういった活動を行っております。

併せて、特別支援教育推進委員会では、必要に応じてご意見を頂戴して、子ども達にとって最も適する学びの場、最も妥当な支援方法、そうしたものを決する大きな手立てとさせていただいております。

### **（再質問）子どもの発達保障をするため、また情報を的確に反映するためには児童発達支援管理者（児発管）を入れるべきだと思うがどうか**

児童発達支援管理者の委員参加につきましては、非常に重要であると認識いたしております。

現状、専門性や継続的な支援体制の確保の観点から、必要に応じて委員の選任

を行っており、今後、委員の構成に関しては適切に配慮してまいります。

**（再質問）特別支援学級と受け入れ校の負担が大きくなっていると思うがどう認識しているのか。軽減策はあるのか**

負担が増加しているものと私どもは認識いたしております。。

そのため、個別の教育支援計画に基づく合理的配慮の充実を図るとともに、特別支援教育コーディネーターの適切な配置、また、校内支援体制の強化に努めているところであります。管理職を含めた全教職員が特別支援教育への理解を深め、組織的に対応できるよう、研修会への参加や校内研修の充実にも取り組んでおります。

加えて、スクールカウンセラー等との連携を強化し、学校単独で抱え込むことのない体制づくりを進めることにより、現場の負担軽減に努めており、さらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

**質問者 4番 濱田 栄子 議員**

**質問事項：3. 教育問題について**

**(1) 不登校対策について**

**(2) 厳しい社会を生き抜くため、英語力の強化や体験学習等、学校ではどのような取組がなされているか**

**質問の要点：① 市内の学校ではどのような不登校対策の取組がなされているか**  
**② これからの厳しい社会を生き抜くためには、「技術力」や「語学力」が必要だと思われる。市内の学校ではどのように取り組んでいるのか**

**【答弁概略】**

**3. 教育問題について**

**① 市内の学校ではどのような不登校対策の取組がなされているか**

市内小中学校においては、登校はできるものの教室には入ることが困難な児童生徒の居場所づくりとして、全ての学校で校内教育支援センターを設置し、現に不登校の状態にある児童生徒に支援を行っているほか、新たな不登校を生まない、魅力ある学校づくりに日々取り組んでいるところでございます。

また、教育委員会といたしましては、むつ市教育支援センターにおける教育相談や社会的自立を目指した活動を通して、児童生徒とその保護者及び学校への支援の充実に取り組んでいるところでございます。

加えて、本年度も特に学校や相談機関とつながっていない児童生徒を対象に、メタバース空間を活用した不登校支援を実施しております。さらには、少人数なら学校に通うことができる児童生徒を対象とした「学びの多様化学校」の開校を令和9年度に計画しております。

教育委員会といたしましては、これらの不登校支援を重層的に展開し、市内の全ての児童生徒とつながり、どの子にも多様な学びの場を保障できるよう努めてまいります。



**② これからの厳しい社会を生き抜くためには、「技術力」や「語学力」が必要だと思われる。市内の学校ではどのように取り組んでいるのか**

現行の学習指導要領は、子ども達に「生きる力」を育むことを基本理念として掲げております。激動する現代社会を生き抜くため、「語学力」の習得、並びにそれらを支える人間性の育成は、まさに「生きる力」を育む教育の重点事項であると認識しております。

本市の学校教育におきましては、各学校が主体となり、児童生徒が自らの将来を切り拓くための学びの充実に全力を挙げて取り組んでおります。

例えば、「総合的な学習の時間」を中核としながら、地域の方々の御理解を得て、実社会と結びついた職場体験学習や自然体験学習等を計画的に実施しております。また、学校独自の工夫として、販売体験をしたり、職業人を講師に招いてキャリア講演会を実施したりしている学校もあります。こういった体験学習を含め、日々の教育活動の中で、自らの将来について真剣に向き合う時間を大切にしております。

教育委員会といたしましても、自ら興味のある分野のブースを選択して、職業人の話を聞くキャリアワークショップ事業を実施するなど、学校現場の取組を最大限支援しながら体験活動の幅を広げ、児童生徒がより深い学びを得られるよう環境整備に努めております。

また、英語力の強化について、各学校では教員一人ひとりがコミュニケーションの楽しさを実感できる授業づくりに創意工夫を凝らすとともに、学んだことを実際に使ってみる「アウトプット」を重視した授業改善に取り組んでおります。

教育委員会といたしましては、ALTを各学校へ計画的に配置し、生きた英語に触れ、実際にアウトプットする環境を整えております。さらに、学校での学びを実践する場として、小中学生を対象とした英語コミュニケーションイベントの開催や、中学生海外派遣事業を実施しております。

このように、日々の学習と応用・実践、そして体験の場を関連させながら、児童生徒の「生きる力」の育成に向け、教育活動に取り組んでまいります。

**（再質問）それぞれの学校で、一人ひとりに寄り添った不登校支援を実現するために、支援員などの人員を配置することが有効だと思うがどうか**

文部科学省では全ての小中学校に校内支援センターを開設するよう要請しており、本市においては全ての小中学校において、校内支援センターを開設することができております。しかしながら、市内の学校では教員が対応したり、ボランティアが児童生徒へ支援をしているところであり、現状、全ての学校に人員を配置できているわけではありません。支援員等の配置は有効であると認識しておりますので、可能な限り人員の配置等について検討してまいりたいと考えております。

**質問者 15番 井田茂樹 議員**

**質問事項：1. 県内初「学びの多様化学校」について**

**(1) 開設準備と他地域に学ぶ持続可能な運営体制について**

**質問の要点：① 学びの多様化学校の開校に向けた進捗について**

**② 子ども達一人ひとりの個性や可能性を伸ばす特色ある学校づく**

## りをどのように進めるのか

### 【答弁概略】

#### 1. 県内初「学びの多様化学校」について

##### ① 学びの多様化学校の開校に向けた進捗について

##### ② 子ども達一人ひとりの個性や可能性を伸ばす特色ある学校づくりをどのように進めるのか

まず、開設準備であります。当市では有識者等による「設置検討委員会」を4回にわたり開催し、本校における教育課程(カリキュラム)や通学手段、転入学の手続き等について集中的に御審議をいただき、本年2月に文部科学省への申請手続きを行っております。

また、不登校児童生徒や保護者の皆さまへの周知を図るため、入学説明会や学校見学会を既に実施しており、いよいよ来月からは、転入学に向けた具体的な教育相談を開始する予定であります。

施設面におきましても、子ども達が安心して居心地よく過ごせる環境を提供するため、開校に間に合うよう、計画的に改修工事を進めてまいります。教育委員会といたしましては、開校に向け、今後とも丁寧な情報発信と説明に努めてまいります。

次に、他地域に学ぶ持続可能な運営体制についてであります。本市の取組に当たっては、既に教育委員会職員を先進自治体へ派遣し、複数回に及ぶ視察調査を実施してまいりました。そこで得られた先進地ならではの知見や運営ノウハウは、当市の学校運営や教育環境づくりにしっかりと反映させているところであります。

また、中長期的な視点に立った持続可能な運営基盤を確立するため、本年4月1日より「こども夢育成基金」の使途を不登校支援にも活用できるよう、財政基盤を整備いたしました。この方針を市民の皆さまにお示ししたところ、ライオンズクラブ国際協会332-A地区様をはじめとする民間団体から、多大なる物品の寄附を頂戴するなど、地域社会からの温かい御支援の輪が広がっております。

教育委員会といたしましては、他自治体の先進事例を参考にしつつ、当市の実情に即した、地域全体で支える持続可能な学校運営を力強く推進してまいります。

### （再質問）中東情勢に伴うエネルギー・資材価格上昇は、旧奥内小学校の校舎改修工事や教材・備品コストにどう影響していますか

#### 令和9年4月開校スケジュールや、当初予定した予算規模に支障が出ないように、市としてどのような防衛策や予算の柔軟な運用を考えているのか、具体的な状況をお聞かせください

教育委員会といたしましては、不登校に悩む児童生徒や保護者が当該校の開校を心待ちにしており、そのような子ども達にいち早く支援を届けるためにも、令和9年4月の開校に向けたスケジュールを堅持する方針でございます。当該校に通う児童生徒が、より安心・安全な環境の中で適切な支援を受けられるよう、開校に間に合わせるべく、着実に工事を進めてまいります。

中東情勢に伴うエネルギー・資材価格の上昇につきましては、今後も市場の動

向を注視しながら、市長部局と緊密に連携し、仕様の精査や調達方法の工夫など、令和9年4月の開校を確実に実現できるよう、最善を尽くしてまいります。

**（再質問）全国では既に60校を超える学びの多様化が稼働しています。例えば、官民連携でICTをフル活用する事例や、地域住民がボランティアとして深く関わる事例などがあります。むつ市では、1学級に複数教員を配置する「チーム担任制」や体験重視の独自強化を掲げていますが、全国のこういった事例を参考にし、むつ市ならではの強みをどう形にしているのか、現在の検討状況をお聞かせください。**

教育委員会の職員が、全国各地の学びの多様化学校への視察や関係協議会への出席を通じて、多くの知見を積み重ねてまいりました。例えば、前の学年の内容に遡って学んだり、あるいは発展的な内容に取り組んだり、子ども達が自分のペースで学習を進めることができる「〇〇タイム」の時間設定については、先進地での学びを取り入れたものでございます。

また、創造的な教科として「ものづくり」、コミュニケーションを学ぶ「つどい・かたり」も導入する予定であります。これは、当市の教育支援センターにおけるこれまでの知見やノウハウを活かして構築したものでございます。

さらに、当該校が立地する奥内地区は豊かな自然環境に恵まれているとともに、地域の皆さまから学校教育に対して深い御理解と御協力をいただいております。こうした奥内地区ならではの温かい地域の教育力は、本校の大きな強みであると認識しており、地域と一体となった教育活動を展開していく上で、大いに期待しているところでございます。

教育委員会といたしましては、全国の先進地域の取組事例を参考にしながら、当市がこれまで積み上げてきた不登校支援のノウハウを最大限に活かすとともに、奥内地区の豊かな地域資源を活かしたかたちで当該校における教育活動を着実に推進してまいりたいと考えております。

**（再質問）奥内小学校は、つい先日まで実際に小学校として使用されていた施設であります。もちろん安全対策や教育環境の整備は必要ですが、一から建設する施設とは異なり、校舎そのものは十分活用できる状態にあると考えております。**

令和9年4月の開校を待ち望んでいる子ども達や保護者にとって、その日は単なる工事の完成日ではありません。「ここなら通えるかもしれない」「もう一度学ぶことができるかもしれない」そんな希望を託している大切な節目でもあります。

中東情勢に伴う資材価格の高騰や物流の混乱など外的要因を理由として、開校時期に影響が生じるようなことがあってはならないのです。

どうか開校時期を確実に守ることを最優先に進めていただきたいと思います。教育長の考えをお聞かせください。

子ども達にとっての一年は、大人が感じる一年とは全く重みが異なります。不登校の状態にある子ども達にとって、一日一日が、学びから遠ざかる時間であり、自信や意欲を失いかねない重い意味をもつ時間でもあります。「令和9年4月に

開く」という約束は、単なる行政上のスケジュールではなく、今この瞬間も希望を持って待ち続けている子ども達と保護者への約束であると、私自身、強く意識しております。

旧奥内小学校は、ごく最近まで子ども達が実際に学んでいた施設であり、基本的な校舎機能は備わっております。改修の規模や仕様についても、開校時期を最優先とした観点から不断に見直しを行い、中東情勢等外的要因による影響を最小限に抑える工夫を重ねてまいります。

どのような状況にあっても、令和9年4月に子ども達を迎え入れる、その一点は絶対に譲歩することなく、全力を尽くしてまいります。

## **質 問 事 項： 2. 「むつ☆かつ」の現状と今後の方向性について**

### **(1) 「むつ☆かつ」の現状課題と今後の方向性の検討状況について**

**質問の要点：① 現在の「むつ☆かつ」における行政主導の指導者確保や運営費用の財源確保等の課題に対し、受け皿となる統括法人への移行を検討する考えがあるか伺う**

## **【答弁概略】**

### **2. 「むつ☆かつ」の現状と今後の方向性について**

**① 現在の「むつ☆かつ」における行政主導の指導者確保や運営費用の財源確保等の課題に対し、受け皿となる統括法人への移行を検討する考えがあるか伺う**

むつ☆かつの現状についてですが、現在スポーツクラブ13、文化クラブ10の全23クラブが活動を行っており、入会者数は5月末時点で583名となっております。また、各クラブの活動場所として、文化クラブでは主に下北文化会館及び海と森ふれあい体験館、スポーツクラブでは主に市内中学校の学校体育施設及び市公共施設において活動しております。

地域クラブへの移行が行われ3年が経過し、令和7年度をもって全ての中学校部活動の移行が完了したところでありますが、持続可能な運営体制の構築をはじめとする課題もあり、特に平日の活動時間及び指導者の資質向上につきましては、保護者を対象としたアンケートでも御意見をいただいております。

今後の方針といたしましては、持続可能な運営体制の構築や財源確保の多元化、指導者確保・育成の仕組みづくり等、多角的な観点から検討を進め、地域全体で中学生の成長を支援できるような体制の構築を目指してまいります。

**(再質問) 全国では低額な月謝制度を導入し、減免制度や企業協賛などを組み合わせ、持続可能な地域クラブ運営へ移行している自治体も増えており、むつ市でも減免制度や企業協賛、むつ市独自の支援を組み合わせた「むつ市モデル」を構築していく必要があると考えるが、このことについて所管を伺う**

むつ☆かつの活動におきましては、経済的理由により子ども達の活動機会が失われることがないよう、むつ市就学援助費の支給を受けている御家庭について、1クラブ分の会費を免除しております。

また、むつ☆かつの趣旨に賛同し、クラブの発展を支援する個人、企業、団体

等を対象とした賛助会員の募集、民間企業から寄附の受贈等、持続可能な地域クラブ運営に向けた取組を設立当初から行っており、今後も御提案いただいた「むつしモデル」の充実、確立に努めてまいります。

**質 問 者 16番 浅 利 竹二郎 議員**

**質 問 事 項：2. 人口減少下における学校運営の在り方について**

- (1) 児童生徒数減少に伴う学校規模の適正化について
- (2) 教育の質を高めるための体制整備について
- (3) 地域と連携した持続可能な学校づくりについて

**質問の要点：**① 人口減少により、学級数の減少や複式学級化が進行する中、むつ市として今後の学校規模の適正化をどのように進めていくのか、教育委員会の基本方針を伺う  
② 児童生徒が減少する中にもあっても教育の質を確保するため、どのような指導体制・教育環境の整備を進めているのか  
③ 学校が地域コミュニティの核としての役割を担う中、人口減少による地域の縮小・過疎化が進む現状に照らし、今後、どのように地域と連携した学校経営を進めていくのか伺う

**【答弁概略】**

**2. 人口減少下における学校運営の在り方について**

- ① 人口減少により、学級数の減少や複式学級化が進行する中、むつ市として今後の学校規模の適正化をどのように進めていくのか、教育委員会の基本方針を伺う
- ② 児童生徒が減少する中にもあっても教育の質を確保するため、どのような指導体制・教育環境の整備を進めているのか
- ③ 学校が地域コミュニティの核としての役割を担う中、人口減少による地域の縮小・過疎化が進む現状に照らし、今後、どのように地域と連携した学校経営を進めていくのか伺う

教育委員会では、平成27年1月に文部科学省が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」に基づき、平成28年に「むつ市学校規模適正化に関する方針」を策定し、学校規模の適正化に努めてまいりました。この方針につきましては、方針の策定から8年が経過し、統廃合を実施した学校もあることから、昨年4月に新たな方針を作成したところであります。

新しい方針の中では、児童生徒数の動向に留意しながら、当面は現状の学校規模での教育活動を推進していくこととし、更なる児童生徒数の減少により、よりよい教育活動を維持することが難しい場合は、統廃合を含め学校規模の在り方についても検討を進めることとしております。

次に、教育の質を高めるための体制整備について、本市におきましても少子化に伴う児童生徒数の減少は避けられない状況にあります。学校の小規模化は、一人ひとりに目が届きやすいという利点がある一方、集団の中での切磋琢磨や、多様な意見に触れる機会が限定されるといった課題も含んでおります。

教育委員会といたしましては、学校の規模に関わらず、全ての子ども達に質の

高い教育環境を保障することを最優先事項として取り組んでいくこととしております。

具体的な体制整備といたしまして、まず、教育環境におきましては、ＩＣＴ機器を積極的に活用し、他校とオンラインで結ぶ授業を展開することで、小規模校においても多様な考えに触れられる機会を創出しております。

また、小中一貫教育を推進し、教職員が校種を越えて授業を相互に参観し、指導方法の共有を図るなど、子ども達の発達段階を考慮し、義務教育９年間を見据えた学びの連続性を確保しております。

次に、教員の資質向上につきましては、全国規模の研修会等への派遣とその成果を共有する伝達講習を充実させるとともに、指導主事による計画的な学校訪問を通じ、各学校の課題に応じたきめ細かな授業改善の指導助言、さらには長期休業中に各教科の指導法改善口座を開設するなど研修の機会の充実を図っております。

さらに、校務支援システムの活用や校務改善による働き方改革の推進により、教職員が児童生徒への指導や教材研究に専念できる環境を構築することで、教育の質の更なる向上に努めてまいります。

人口減少社会は避けて通ることのできない課題ではありますが、これを教育改革の好機と捉え、少人数ならではのきめ細かな指導と、デジタル技術等を活用した広域的な学びを融合させ、本市教育の充実を進めてまいります。

次に地域と連携した持続可能な学校づくりについて、教育委員会では、地域とともにある学校づくりのため、平成３０年度から順次、コミュニティスクールを導入しており、令和２年度には市内全ての学校で導入しております。コミュニティスクールでは、学校運営協議会が設置され、学校運営の基本方針を作成する際には、保護者や地域の方にも参画していただいております。

また、昨年度に文部科学省から示された学校の働き方改革に関する指針において「学校と教師の業務の３分類」が示されており、この中では校外の見守り活動、休み時間における安全配慮や校内清掃など地域の協力や支援を得て行うことが望ましいとされており、これまで以上に地域と連携した取組が必要となっております。

ただし、人口減少により地域の担い手も減少している状況の中で、どのような地域と連携した学校づくりを進めていくかについては、大きな課題であると認識しております。

**（再質問）児童生徒の多寡によって、教育レベルに差違があってはならない。教育現場において、小規模校・大規模校のメリット・デメリットを教育委員会はどのように評価し、対応しているのか何う**

議員御指摘のとおり、教育委員会といたしましても、児童生徒の大小によって受ける教育の質に差違があってはならないと考えております。学校規模による強みと課題を的確に把握した上で、適切に支援することが肝要であると認識しております。

学校規模による特性について、小規模校においては、一人ひとりの習熟度に応じたきめ細かな指導が可能である一方、人間関係の固定化により、多様な考えに

触れる機会が限定的になりやすいといった課題がございます。大規模校においては、集団の中での切磋琢磨や多様な価値観との出会いがある一方で、一人ひとりに目をかける個々の状況把握が難しくなるといった側面がございます。

これらの特性を踏まえ、小規模校、大規模校の短所と長所を踏まえ、今後も、それぞれの学校の良さを最大限に引き出し、どの学校においても等しく、質の高い教育が受けられるよう、万全の体制を期してまいります。

**（再質問）現実として、地域の人口減少に伴う児童数の減少は避けて通れない課題であるが、必然的に学校の統廃合も視野に入ってくる。学校規模及び学校統廃合について、児童数・通学距離・地域の合意形成等をどのように整理しているのか伺う**

国が示す「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」等を参考としており、児童生徒数については複式学級が存在する規模の人数では、検討が必要であると考えており、通学距離についてはスクールバスを活用したとしても概ね1時間以内で通学できる距離に学校があるかというところが目安になると考えております。

また、地域の合意形成については、何よりも優先されるべきものは、子ども達の教育環境であり、子ども達の成長であると考えておりますので、保護者や地域の方々とも、しっかりと協議を繰り返すことで合意形成を図ってまいりたいと考えております。

**（再質問）生徒数、学級数の減少等による教師の配員はどうなっているのか伺う**

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、青森県が定める令和8年度小中学校教職員配置基準では、学級数に応じて教員数が定められており、学級数の減少により教員の配置も少なくなります。例えば、中学校であれば、学級数が3クラスの場合、7人の教員が配置されますが、基本的には1人1教科の免許しか持っていないので、全10教科の全てに、免許を持つ教員の配置ができないことになり、美術、技術、家庭科といった技能教科は、青森県教育委員会への申請により免許外の教員などが対応しております。

**（再質問）部活から地域クラブへの移行で、教師の負担がいくらかでも軽減されているのか伺う**

地域クラブは、令和5年度から順次移行し、令和7年度で完全に地域移行いたしました。これにより中学校における時間外在校等時間は、移行前の令和4年度と比較して、令和7年度は一人当たり月約30時間減少しており、各学校における働き方改革の取組の成果に加え、地域クラブへの移行も負担軽減に大きく寄与しているものと考えております。

**（再質問）地域クラブへの移行で課題となることは何か、また、その解消に向けた取組について行っていることは何か伺う**

地域クラブへの移行が行われて3年が経過し、保護者アンケートを行った結果、平日の活動時間の設定や指導者の資質向上が課題となっております。課題解消に



向け、指導者はコンプライアンス・ハラスメント研修等を受講後、指導に入っていただくことを原則としており、さらには毎年度指導者更新研修を義務付けております。また、各種資格取得の助成を行い、指導の質の向上を図っております。

**（再質問） 5月6日、福島県郡山市の私立高校ソフトテニス部所属の生徒18名が乗ったマイクロバスで1名死亡、17名が重軽傷を負うという大事故が発生した。マイクロバスと運転手の手配について、瑕疵があるように報道されているが、むつ市地域クラブの生徒の移動手段に齟齬はないか伺う**

むつ市地域文化スポーツクラブのバス運行については、平日は学校と活動拠点、休日は自宅付近から活動場所まで、バス会社に委託してバスを運行しております。

また、バスで練習試合等へ参加する場合、指導者若しくは保護者が運転することがあります。その際、事前に運転免許証の確認や疾病、事故歴等の確認を行い、運行当日には酒気帯びを含む睡眠不足等の確認を行い問題がなければ、クラブマネージャーがバスに同乗することを条件に運行を許可しています。このバス運行に係る道路運送法による許可等は必要ない旨、青森運輸支局より回答を得ております。

**（再質問） 北欧では、種々の理由により、紙教科書に回帰との報道もある中、日本の文科省では、学校教育にデジタル教材の導入を進める等の報道がある。法案が成立した場合、教科書は「紙のみ」、「紙とデジタルを組み合わせたハイブリッド」、「完全デジタル」の3形態が正式教科書になるとも報道されているが、むつ市の教育現場はどのように対応するのか伺う**

現在、市内の小中学校では紙の教科書を基本としながら、一部デジタル教科書を使用しております。また、紙の教科書に記載されている二次元コードから、動画教材などのデジタルコンテンツを閲覧することも学習の理解に役立っております。

文部科学省から3つの形態ということは示されておりますが、それらの実際の教科書がどのようなものなのかまだ示されておられません。

今後、示されるであろう3つの形態の教科書の具体物を確認しながら検討を進めていくことになると考えております。

**（再質問） その場合、教科書の選択は、教育委員会が指定するのか、又は教師の得意・不得意で選択するのか伺う**

使用する教科書は、下北5市町村が同一の教科書を採択することを目的に、市町村の教育長で構成される「下北むつ地区教科用図書採択地区協議会」の協議によって採択されます。

**質問者 17番 岡崎健吾 議員**

**質問事項： 2. 教育について**

**（1） 市内小中学校における防犯カメラの設置状況について**



(2) 学校図書費について

(3) 教員住宅について

質問の要点：① 市内小中学校に防犯カメラを設置することにより防犯体制の強化をお願いしたい

② 市内小中学校において、学校図書館図書標準は達成されているのか。また、計画的な図書の更新がなされているのか

③ 教員住宅の利活用について、第246回定例会時に検討すると回答をもらったが現在の状況は

## 【答弁概略】

### 1. 教育について

① 市内小中学校に防犯カメラを設置することにより防犯体制の強化をお願いしたい

市内小学校の防犯カメラ設置状況につきましては、小学校で70%、中学校では78%の設置率となっております。今後、未設置の学校につきましても設置を検討していきたいと考えております。

学校施設での安全対策といたしましては、昨年度から小中学校玄関のカメラ機能付きオートロック化を進めております。これにより、来庁者を確認し、教職員が開錠しない限りは、学校に入ることができない対策を施しております。

今後も児童生徒の安全確保に向け、防犯対策の充実に努めてまいります。

(再質問) 現在の防犯カメラの設置状況について、教育長の率直な感想を伺う

教育委員会といたしましては、全ての小中学校に防犯カメラ等の安全対策を施すべきと考えております。

今後、予算措置や施設状況を勘案しながら、計画的に設置を進めてまいります。

(再質問) 不審者の侵入対策等のため、玄関口以外の場所への防犯カメラの設置、また、防犯灯についても、調査・検討していただきたいが、教育長の所見を伺う

現行、玄関以外の出入口は終日施錠が原則となっております。

しかしながら、防犯カメラ、防犯灯の設置場所につきましては、国が示す「学校施設整備指針」に則って、地域特性を鑑みながら設置数、設置場所が適切か調査・検討を進めてまいります

② 市内小中学校において、学校図書館図書標準は達成されているのか。また、計画的な図書の更新がなされているのか

まず、学校図書館図書標準の達成状況についてであります。文部科学省が定めている学校図書館図書標準とは、学校の種別毎に学級数に応じ蔵書冊数を定めたものとなります。

令和7年度末の蔵書数から算出した数値で、学校図書館図書標準100%を達成した市内の学校は、小学校では、関根小学校の1校、中学校では、大湊中学校、川内中学校、大畑中学校の3校となっております。

多くの学校で学校図書館図書標準を満たしておらず、蔵書冊数が下回っている状況にあります。学校平均では79.1%となっておりますので、各学校において計画的な図書購入に努めていただくことで、蔵書数不足は徐々に改善されるものと認識しております。

次に、計画的な更新がなされているかにつきましては、毎年度、各学校へ予算を配分しており、図書標準と乖離している学校には配分額が多くなるよう調整しておりますので、教育委員会といたしましては、今後も必要な予算の確保に努め、学校図書の充実を図ってまいります。

**（再質問）現在、市内の小中学校における読書活動の状況や読書習慣の形成などの推進への取組状況はどのようなになっているのか**

市内小中学校においては、それぞれの学校が工夫を凝らして読書活動を行っております。例えば、朝読書を実施している学校、発表者がオススの本を紹介し合うビブリオバトルを授業で実施している学校、図書委員会が主となり、本の内容を紹介するポップ大会を開催している学校、図書委員が選んだ本を学級文庫として配備している学校、さらに昼休みの図書室の利用や、授業に関連する内容について、図書室を活用している学校など、各学校がそれぞれの特色を活かしたかたちで工夫しながら読書活動が進められております。

**（再質問）学校図書館法では『全ての学校に学校司書を置くように務めなければならない』と規定されています。また、学校図書館法第5条第1項では、12学級以上の学校には司書教諭を置かなければならないと定められています。むつ市内の小中学校において、児童生徒の図書館利用などに支障がないように、司書教諭や司書補などは配置されているのか**

現在、市内小中学校のうち12学級以上ある6校の全てに司書教諭の免許を有する教職員が配置されております。

**（再質問）国では、公立小中学校の学校図書館の充実に向け、図書購入費として、地方交付税交付金を毎年措置しておりますが、全国の自治体で図書購入に使われたのは6割弱に留まっていることが文部科学省の調査でわかっています。交付金をどう使うかは自治体の判断によりますが、財政難などを理由にほかの目的に回されているのが実情です。むつ市の現状はどうなのか伺う**

むつ市でも図書購入費として地方交付税で措置されておりますが、一般財源となりますことから、全国の自治体と同様に全てが図書購入費に使われている状況ではございません。

しかしながら、学校からは蔵書数や購入予算について、特に著しく不足している等の御意見はいただいておりますので、引き続き、予算確保と計画的な更新に努めてまいります。

**（再質問）図書購入もそうですが、学校独自のプロジェクトを実現するための資金調達の方法として、近年、クラウドファンディングを有効な手段とし**

て取り入れている教育委員会や学校があると聞いたことがあります。インターネット時代ならではの手法だと思いますが、試してみる価値があるのではと思いますが、教育長の意見について如何か

学校図書館へ配備する図書につきましては、公費で購入すべきものであり、教育委員会といたしましては、年度ごとの予算の平準化を図りながら学校図書の充実に取り組んでいるところでございます。

公費での購入以外におきましては、個人や団体、民間企業からの寄附もいただいておりますが感謝にたえません。議員から御意見いただきましたクラウドファンディング、また、自治体によってはふるさと納税を活用して、学校図書館だけではなく図書館の蔵書の充実も図っている事例も見られますので、今後、研究してまいります。

**③ 教員住宅の利活用について、第246回定例会時に検討すると回答もらったが現在の状況は**

現在、教職員が入居している教員住宅は、川内地区と脇野沢地区の教員住宅で、入居率は過去3年平均で、川内地区57%、脇野沢地区43%となっております。

教育委員会といたしましては、教育活動に支障が生じないよう適切な教員住宅の管理に努めるとともに、必要な教員住宅の戸数把握を行いながら、普通財産への移行についても検討を進めてまいります。

**（再質問）入居者のいない川内地区の教員住宅は傷みが進んでいる。防犯上も問題があり、速やかな対処を求めたいと思うがどうか**

現在入居者のいない教員住宅につきましては、定期的に見回りを実施し、関係機関と連携しながら適切な管理に努めてまいります。

**（再質問）むつ市においても今後、教員住宅を含めた市有財産の利活用について、もっと前向きに取り組んでいただきたいと思います。今後、使用・活用が見込まれない教育財産は普通財産に移行すべきと考えますが、市長のお考えを伺う**

教育財産でありますので教育委員会からお答えします。

教育委員会では、必要な教員住宅の戸数把握を行いながら、用途廃止などの手続きにより、普通財産への移行ができないか検討を進めてまいりたいと考えております。

**質問者 7番 住吉年広 議員**

**質問事項：3. 防災・減災対策について**

**(4) 「自立した地域防災の担い手」の育成と学校施設の安全性向上について**

**質問の要点：① 体系的な防災教育の導入と必要性について伺う**

**② 市内小中学校における什器等の転倒防止の現状と今後の整備計画を伺う**

**③ 『ジュニア防災検定』を導入し、家庭を巻き込んだ実践的な**

## 防災学習ができないか見解を伺う

### 【答弁概略】

#### 3. 防災・減災対策について

- ① 体系的な防災教育の導入と必要性について伺う
- ② 市内小中学校における什器等の転倒防止の現状と今後の整備計画を伺う
- ③ 『ジュニア防災検定』を導入し、家庭を巻き込んだ実践的な防災学習ができないか見解を伺う

災害時の避難所等において、児童生徒が主体的に活動する姿勢は、地域の皆さまの大きな力になるものと考えております。そのための防災教育は、極めて重要であると認識しております。

各学校では、防災教育の一環として避難訓練の方法を様々に工夫して実施しております。例えば、地域の幼稚園や自主防災組織の方々と合同で行う避難訓練や、避難所開設を想定したパーテーション、段ボールベッドの組立て訓練、教員が誘導するのではなく生徒が自主的に経路を考えて避難する訓練等が実施されているところでございます。

このように、各学校においては児童生徒の実態に合わせ、創意工夫を凝らした訓練が行われておりますので、こうした先進的な事例を各学校に紹介しながら、より実効性の高い避難訓練及び防災教育が展開されるよう周知に努めてまいります。

また、書庫・棚等の転倒防止対策につきまして、一部の学校では既に対策を講じているところでありますが、全ての学校での実施には至っていないことを認識しております。

今後におきましては、優先順位をつけながらスピード感をもって順次整備を進め、児童・生徒にとって安全で安心な教育環境の確保に努めてまいりたいと存じます。

さらに、『ジュニア防災検定』につきましては、将来を担う地域防災の人材育成の一環として有意義なものであると認識しております。挑戦を希望する児童生徒に対して情報が確実に行き渡るよう、学校現場への周知を徹底してまいります。

### 質 問 者 14番 中 村 正 志 議員

#### 質 問 事 項：2. 教育行政について

- (1) 下北地区統合校について
- (2) 教員不足について
- (4) 教育格差と学力向上について

質問の要点：① 下北地区統合校開設準備委員会報告書以降の動きについて、いつまでにどのような決定、発表があるのか

- ② むつ市内の小中学校の未配置状況について
- ③ 教員不足を補うための各種支援員などの人的配置について
- ④ 市教委としての教員不足に対する独自の取組について
- ⑤ 都市部とむつ市という視点での教育環境の格差について教区委員会の認識を伺う

**⑥ 26年度県立高校入試の結果発表をどのように受け止めているのか伺う**

**【答弁概略】**

**2. 教育行政について**

**① 下北地区統合校開設準備委員会報告書以降の動きについて、いつまでにどのような決定、発表があるのか**

本年5月下旬に、下北地区統合校開設準備室担当者より、郡内教育長に対し、郡内中学校への案内について説明がありましたので、その際にいただいた高校説明会用資料から、概要を御説明いたします。

まず、下北地区統合校は、大湊高校とむつ工業高校の学びを引き継ぎ、「総合学科」と「工業科」を併置した下北地区の新たな学びの拠点として、令和9年4月に開校いたします。校舎は現在のむつ工業高校となり、開校から2年間はむつ工業高校の生徒と共に過ごします。

次に、募集定員につきましては、総合学科が105人、工業科におきましては機械科が35人、電気・エネルギー科が35人となっております。

次に、学科の志望方法についてであります。入学選抜受検票には第3志望まで記入でき、最初から1科に絞って記入することも、第3志望まで全科を記入することも可能となります。しかしながら、入学後の学科の変更につきましては、各学科がそれぞれの教育目標を達成することを目的とし、3年間を見通した専門的な教育課程を編成しているため、入学した学科で卒業まで学ぶこととなりますことから、今後の進路指導において、志願者及び保護者へ丁寧かつ分かりやすい情報提供がなされるものと考えております。

また、制服につきましては、男女ともに新しい制服になります。

また、部活動につきましては、一例を紹介しますと運動部では陸上競技、水泳、バスケットボール、バレーボール等で13種目、文化部につきましては、演劇、吹奏楽、美術、写真等で10種目の様々な部活動が想定されておりますが、今後、変更となる可能性もあるとの説明を受けております。

その他の詳細につきましては、富岡直哉議員の一般質問においても触れておりますが、6月初旬から各中学校において高校説明会が開催されており、7月24日には体験入学も実施予定で、新たな制服のデザインも公表される予定となっております。

最後に、下北地区統合校は、生徒一人ひとりが主役となり、たくさんのことに挑戦できる学びの場であり、単に技術や知識を習得するだけでなく「ものづくり」と「人づくり」を融合した教育活動を展開し、生徒が地域に愛され、地域を愛し、誇りを持って成長していく、そんな温かくも活気あふれる学校を目指していると伺っております。

教育委員会といたしましては、今後も、青森県教育委員会と連携し、下北地区の新たな学びの拠点として、よりよい学校となるよう取り組んでまいります。

**② むつ市内の小中学校の未配置状況について**

**③ 教員不足を補うための各種支援員などの人的配置について**

#### ④ 市教委としての教員不足に対する独自の取組について

当市の常勤の教員の未配置の状況につきまして、当初、小学校10名、中学校7名でありましたが、常勤講師の配置と常勤の枠に勤務時間の短い非常勤講師を充てることにより、現在では小学校5名、中学校5名の10名が未配置となっております。この非常勤講師につきましては、本年3月に青森県教育委員会から翌年度の人事発表がなされた後、本来なら青森県教育委員会で配置させるべきですが、少しでも状況を改善させるため、市教育委員会では退職された元教員の皆さまに対し、非常勤講師としての勤務を引き受けていただくようお願いいたしました。幸いなことに、複数の退職教員の皆さまに御協力をいただき、5名配置することができました。

教員不足への対策につきましては、県では、事務のサポートをするスクールサポートスタッフを配置し、授業以外の先生の業務をカバーしていただいております。また、市では特別支援学級等の支援員としてスクールサポーターを、専門科目指導を目的としてむつ市特別非常勤講師を、小中一貫教育の推進を目的として小中一貫非常勤講師を独自に配置することで、教員の負担軽減と学校現場の支援に努めているところでございます。

今後も、青森県教育委員会と連携しながら、教員確保に向けた取組を進めてまいります。

#### ⑤ 都市部とむつ市という視点での教育環境の格差について教育委員会の認識を伺う

##### ⑥ 26年度県立高校入試の結果発表をどのように受け止めているのか伺う

教育に関する学習会やイベントの機会、学校選択肢の数、大学進学率など、教育環境については都市と地方において違いがあり、それが教育に関する情報や意識の違いにもつながることがあることは認識しております。

一方で、全国学力・学習状況調査の結果をみますと、全ての教科において各都道府県・政令指定都市の平均正答率の分布は、全国的なばらつきの傾向と大きな差はみられないと分析されております。

そのため、教育環境の整備や学力向上に関する取組を進めていくにあたっては、足りないものを憂うのではなく、地域と子ども達の実態を把握し、むつ市だからこそできる取組の推進により、教育の質を向上させていくことが必要となります。

むつ市では、地域や児童生徒の実態を生かした教育課程の編成、小中一貫教育、キャリア教育、少人数学習による個別指導、地域住民や豊かな自然環境と触れ合うジオパーク学習、JAMSTECをはじめとする研究機関との連携学習など、地域や児童生徒の実態を踏まえた教育が行われております。

全ての子ども達の可能性の最大限の伸長を果たすため、先程申し上げた強みを生かしつつ、授業改善やICT活用等により教育格差の解消に努めるとともに、授業改善、教職員の研修の充実等、教育委員会と学校とが一体となり取り組むことにより、学力の向上にも努めてまいります。

むつ市だからこそできること、むつ市でもできることを念頭に、これからのむつ市を担う地域の宝である子ども達の輝く未来に向けて努めてまいります。

次に、県立高校の入試の結果につきましては、青森県教育委員会からは県全体

の平均点のみが公表されております。先程壇上で御指摘いただきました点数に關しましてはこの10年間では、276点程度は、下から2番目となっております。

しかしながら、この結果が生徒の学力を反映するものとは考えておりません。例年、各教科ごとに12点から18点程の差異があります。これは教科ごとにまちまちに現れるものであります。したがって、点数そのものに確たる意味がある、そのような状況にはないということを申し上げたいと思います。市町村ごとの平均点は公表されておらず、当市の平均点につきましては、その概要のみ把握いたしておりますが、子ども達の力を最大限發揮させるには至っていないものと受け止めております。入試結果は義務教育9年間の定着の結果であると捉え、今後も各学校と協働し、学力の向上に努めてまいりたいと考えております。

進路指導につきましては、各中学校とも高校の体験入学への参加、保護者との三者面談や職場体験学習の実施、また、小学校1年生からの学びと活動の様子を蓄積する「キャリアパスポート」の活用等、様々なキャリア教育を通して、一人ひとりが自分に適した進路選択ができるよう支援しております。

選択の主体は生徒です。進学希望の生徒に対して学力を基に教員が志望校を指導するのではなく、生徒が望む進路を実現できるよう、意志を尊重し、指導を行っているところであります。

当然、志望を叶えるためには学力が必要であり、全ての児童生徒が志望を叶えることができるよう、それぞれの可能性の最大限の伸長に努めなければならないと考えております。

今後も生徒一人ひとりが前向きに進路選択できるよう、各中学校の取組を支援してまいります。

## **2. 議案審議 6月17日(水)**

### **教育委員会関係**

議案第64号 令和8年度むつ市一般会計補正予算

学校における通話録音・告知機能導入事業費、(仮称)むつ市立学びの多様化学校整備事業費、文化財保護保存管理費、小学校災害復旧事業費、中学災害復旧事業費を計上。

**⇒ 6月17日(水) 原案可決**

## **3. 所管事務調査 6月17日(水)**

### **総務教育常任委員会**

調査事項：1) 小中学校におけるエアコンの設置状況について

2) 小中学校におけるICTの取組状況について

**⇒ 参考資料に掲載**





## 報告第 2 号

### 臨時代理した事項の報告について

むつ市教育委員会事務委任規則第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり臨時代理したので同条第 2 項の規定に基づき、これを報告する。

令和 8 年 7 月 3 0 日

むつ市教育委員会教育長      阿   部   謙   一

### 提案理由

市内小学校に設置されている遊具のうち、老朽化や安全基準不適合により使用できない遊具（4 連ブランコ、山型雲梯）の更新について、市立川内小学校及び市立大畑小学校への設置にあたり、工期内の児童の安全を考慮し、夏休み中の施工に向けて十分な工期を確保するため、工事に関する契約事務を早急に進める必要があることから、むつ市教育委員会事務委任規則第 3 条第 1 項により臨時代理したものである。

むつ市教育委員会臨時代理第 6 号

臨 時 代 理 書

むつ市教育委員会事務委任規則第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり臨時代理する。

令和 8 年 6 月 1 7 日

むつ市教育委員会教育長      阿 部 謙 一

## 1 事業概要

毎年度実施している学校遊具点検業務委託により、安全基準不適合となった遊具（４連ブランコ、山型雲梯）について、順次更新工事を行うものである。

## 2 工事場所

市内小学校２校（川内小学校、大畑小学校）

※他の小学校は令和９年度以降に更新を行う。

## 3 工事スケジュール（予定）

令和８年　６月１７日　　　　　工事契約に係る事務依頼

令和８年　７月上旬　　　　　指名競争入札、契約締結

契約締結後　～　令和８年１１月末　　工事期間

## 4 予算

事業費：市立小学校遊具更新工事　　６，４３５千円

財　源：一般財源　　　　　　　　　　６，４３５千円



## 報告第3号

### 臨時代理した事項の報告について

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理したので同条第2項の規定に基づき、これを報告する。

令和8年7月30日

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

### 提案理由

小中学校の不登校児童生徒が増加し、教育支援センターでの受け入れが困難になってきている状況を改善すべく、また、不登校対応の役割を明確化するために多様な学びの場の提供場所として、閉校となる奥内小学校を改修して学びの多様化学校を令和9年4月開校に向けて十分な工期を確保するため、建築工事に関する契約事務を早急に進める必要があることから、むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項により臨時代理したものである。

むつ市教育委員会臨時代理第7号

臨時代理書

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理する。

令和8年6月17日

むつ市教育委員会教育長 阿部 謙 一

## 1 事業概要

(仮称)むつ市立学びの多様化学校整備に必要な建築工事を行うものである。主な工事は以下のとおりである。

外部改修：屋根一部改修（葺替え工法・カバー工法・塗替え）、  
看板・校名校章改修、駐車場専用マーク表示（2台分）、  
電灯設備、空調・換気設備

内部改修：床改修（張替え）、天井改修、建具改修、2階多目的トイレ新設、  
各室サイン改修、電灯設備、空調・換気設備、給排水衛生設備

## 2 工事場所

旧奥内小学校（むつ市大字奥内字中野地内）

## 3 工事スケジュール（予定）

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| 令和8年 6月17日      | 工事契約に係る事務依頼 |
| 令和8年 7月下旬       | 指名競争入札、契約締結 |
| 契約締結後 ～ 令和9年3月末 | 工事期間        |

## 4 予算（仮称）むつ市立学びの多様化学校整備工事（建築工事）

|          |           |
|----------|-----------|
| 事業費：     | 112,970千円 |
| 財 源：国庫補助 | 40,398千円  |
| 財 源：県補助  | 9,931千円   |
| 財 源：起債   | 56,944千円  |
| 財 源：一般財源 | 5,697千円   |





## 報告第4号

### 臨時代理した事項の報告について

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理したので同条第2項の規定に基づき、これを報告する。

令和8年7月30日

むつ市教育委員会教育長      阿 部 謙 一

### 提案理由

小中学校の不登校児童生徒が増加し、教育支援センターでの受け入れが困難になってきている状況を改善すべく、また、不登校対応の役割を明確化するために多様な学びの場の提供場所として、閉校となる奥内小学校を改修して学びの多様化学校を令和9年4月開校に向けて十分な工期を確保するため、電気設備工事に関する契約事務を早急に進める必要があることから、むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項により臨時代理したものである。

むつ市教育委員会臨時代理第 8 号

臨 時 代 理 書

むつ市教育委員会事務委任規則第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり臨時代理する。

令和 8 年 6 月 1 7 日

むつ市教育委員会教育長      阿 部 謙 一

## 1 事業概要

(仮称) むつ市立学びの多様化学校整備に必要な電気設備工事を行うものである。

主な工事は以下のとおりである。

外部改修：受変電設備、電灯設備、空調・換気設備

内部改修：2階多目的トイレ新設、電灯設備、ネットワーク設備、  
空調・換気設備、給排水衛生設備

## 2 工事場所

旧奥内小学校（むつ市大字奥内字中野地内）

## 3 工事スケジュール（予定）

令和8年 6月17日                      工事契約に係る事務依頼

令和8年 7月下旬                      指名競争入札、契約締結

契約締結後 ～ 令和9年3月末          工事期間

## 4 予算（仮称）むつ市立学びの多様化学校整備工事（電気設備工事）

事業費：                                      100,463千円

財 源：国庫補助                              35,926千円

財 源：県補助                                8,831千円

財 源：起債                                   50,640千円

財 源：一般財源                              5,066千円



## 報告第 5 号

### 臨時代理した事項の報告について

むつ市教育委員会事務委任規則第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり臨時代理したので同条第 2 項の規定に基づき、これを報告する。

令和 8 年 7 月 3 0 日

むつ市教育委員会教育長      阿   部   謙   一

### 提案理由

小中学校の不登校児童生徒が増加し、教育支援センターでの受け入れが困難になってきている状況を改善すべく、また、不登校対応の役割を明確化するために多様な学びの場の提供場所として、閉校となる奥内小学校を改修して学びの多様化学校を令和 9 年 4 月開校に向けて十分な工期を確保するため、機械設備工事に関する契約事務を早急に進める必要があることから、むつ市教育委員会事務委任規則第 3 条第 1 項により臨時代理したものである。

むつ市教育委員会臨時代理第 9 号

臨 時 代 理 書

むつ市教育委員会事務委任規則第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり臨時代理する。

令和 8 年 6 月 1 7 日

むつ市教育委員会教育長      阿 部 謙 一

## 1 事業概要

(仮称) むつ市立学びの多様化学校整備に必要な機械設備工事を行うものである。

主な工事は以下のとおりである。

外部改修：空調・換気設備

内部改修：2階多目的トイレ新設、空調・換気設備、給排水衛生設備

## 2 工事場所

旧奥内小学校（むつ市大字奥内字中野地内）

## 3 工事スケジュール（予定）

令和8年 6月17日                      工事契約に係る事務依頼

令和8年 7月下旬                      指名競争入札、契約締結

契約締結後 ～ 令和9年3月末      工事期間

## 4 予算（仮称）むつ市立学びの多様化学校整備工事（機械設備工事）

事業費：                                      22,704千円

財 源：国庫補助                              8,119千円

財 源：県補助                                1,996千円

財 源：起債                                   11,444千円

財 源：一般財源                              1,145千円





## 報告第 6 号

### 臨時代理した事項の報告について

むつ市教育委員会事務委任規則第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり臨時代理したので同条第 2 項の規定に基づき、これを報告する。

令和 8 年 7 月 3 0 日

むつ市教育委員会教育長      阿   部   謙   一

### 提案理由

令和 7 年 1 2 月 8 日発生した青森県東方沖を震源とした地震により被災した施設（大平小学校体育館温風暖房機）復旧に向けて工事設計が完了した。速やかな復旧に向けて十分な工期を確保するため、工事に関する契約事務を早急に進める必要があることから、むつ市教育委員会事務委任規則第 3 条第 1 項により臨時代理したものである。

むつ市教育委員会臨時代理第 10 号

臨 時 代 理 書

むつ市教育委員会事務委任規則第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり臨時代理する。

令和 8 年 6 月 18 日

むつ市教育委員会教育長      阿 部 謙 一

## 1 事業概要

市立大平小学校体育館の温風暖房機復旧に必要な管工事を行うものである。

概要：体育館温風暖房機233.3kWの更新（煙道、ダクト、配管の撤去含む）

## 2 工事場所

大平小学校（むつ市大平町地内）

## 3 工事スケジュール（予定）

令和8年 6月18日                      工事契約に係る事務依頼

令和8年 7月上旬                      指名競争入札、契約締結

契約締結後 ～ 令和9年2月上旬      工事期間

## 4 予算

事業費：                                      17,226千円

財 源：国庫補助                              11,484千円

財 源：起債                                      5,700千円

財 源：一般財源                              42千円



## 報告第 7 号

### 臨時代理した事項の報告について

むつ市教育委員会事務委任規則第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり臨時代理したので同条第 2 項の規定に基づき、これを報告する。

令和 8 年 7 月 3 0 日

むつ市教育委員会教育長      阿   部   謙   一

### 提案理由

令和 7 年 1 2 月 8 日発生した青森県東方沖を震源とした地震により被災した施設（大湊小学校放送設備）復旧に向けて工事設計が完了した。速やかな復旧に向けて十分な工期を確保するため、工事に関する契約事務を早急に進める必要があることから、むつ市教育委員会事務委任規則第 3 条第 1 項により臨時代理したものである。

むつ市教育委員会臨時代理第 1 1 号

臨 時 代 理 書

むつ市教育委員会事務委任規則第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり臨時代理する。

令和 8 年 6 月 1 8 日

むつ市教育委員会教育長      阿 部 謙 一

## 1 事業概要

市立大湊小学校の放送設備復旧に必要な電気設備工事を行うものである。

概要：音声調整卓（1元10局）更新、非常・業務兼用放送架更新

## 2 工事場所

大湊小学校（むつ市大湊上町地内）

## 3 工事スケジュール（予定）

令和8年 6月18日                      工事契約に係る事務依頼

令和8年 7月上旬                      指名競争入札、契約締結

契約締結後 ～ 令和9年1月中旬      工事期間

## 4 予算

事業費：                                      14,201千円

財 源：国庫補助                              9,467千円

財 源：起債                                      4,700千円

財 源：一般財源                              34千円





## 報告第 8 号

### 臨時代理した事項の報告について

むつ市教育委員会事務委任規則第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり臨時代理したので同条第 2 項の規定に基づき、これを報告する。

令和 8 年 7 月 3 0 日

むつ市教育委員会教育長      阿   部   謙   一

### 提案理由

令和 7 年 1 2 月 8 日発生した青森県東方沖を震源とした地震により被災した施設（市立田名部中学校内外装復旧工事）復旧に向けて工事設計が完了した。速やかな復旧に向けて十分な工期を確保するため、工事に関する契約事務を早急に進める必要があることから、むつ市教育委員会事務委任規則第 3 条第 1 項により臨時代理したものである。

むつ市教育委員会臨時代理第12号

臨時代理書

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理する。

令和8年6月19日

むつ市教育委員会教育長 阿部 謙 一

## 1 事業概要

市立田名部中学校の渡り廊下内外装復旧に必要な建築一式工事を行うものである。

概要：エキスパンションジョイントカバー（継ぎ目カバー）撤去・新設、  
防火扉建付調整

## 2 工事場所

田名部中学校（むつ市緑町地内）

## 3 工事スケジュール（予定）

|                  |             |
|------------------|-------------|
| 令和8年 6月19日       | 工事契約に係る事務依頼 |
| 令和8年 7月上旬        | 指名競争入札、契約締結 |
| 契約締結後 ～ 令和9年3月上旬 | 工事期間        |

## 4 予算

|          |          |
|----------|----------|
| 事業費：     | 5, 839千円 |
| 財 源：国庫補助 | 3, 892千円 |
| 財 源：起債   | 1, 900千円 |
| 財 源：一般財源 | 47千円     |



## 報告第 9 号

### 臨時代理した事項の報告について

むつ市教育委員会事務委任規則第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり臨時代理したので同条第 2 項の規定に基づき、これを報告する。

令和 8 年 7 月 3 0 日

むつ市教育委員会教育長      阿   部   謙   一

### 提案理由

第 1 期 G I G A スクール構想において整備されたタブレットパソコンが耐用年数を迎え、当該機器の一部を更新するにあたり、年度末の稼働に向けて納品を完了させるためには、早急に契約事務を進める必要があることから、臨時代理したものである。

むつ市教育委員会臨時代理第13号

臨時代理書

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理する。

令和8年7月3日

むつ市教育委員会教育長 阿部 謙 一

## 1 取得する財産

物品 タブレットパソコン等

| 品 名                      | 数 量        |
|--------------------------|------------|
| タブレットパソコン<br>(ソフトウェア等含む) | 1, 0 2 9 台 |

## 2 事業スケジュール

|                  |                  |
|------------------|------------------|
| 令和 7 年 1 1 月     | 令和 7 年度当初予算要求    |
| 令和 8 年 5 月       | 青森県企画提案競技開催、業者決定 |
| 令和 8 年 7 月中旬     | 仮契約              |
| 令和 8 年 7 月 3 0 日 | 教育委員会会議          |
| 令和 8 年 9 月       | むつ市議会定例会、本契約     |
| 令和 9 年 3 月下旬     | 納品完了             |

## 3 予算

当初予算 8 6 , 2 5 2 千円

財 源 特定財源 3 7 , 7 6 9 千円

一般財源 4 8 , 4 8 3 千円

積算額 6 9 , 0 4 6 千円

## 4 取得の目的

児童生徒一人一台端末について、小学 4 年生及び中学 1 年生の全児童生徒並びに小学 5 年生及び中学 2 年生の特別支援学級児童生徒が使用する端末を更新するため。

## 5 契約の方法

随意契約





## 報告第 10 号

### 臨時代理した事項の報告について

むつ市教育委員会事務委任規則第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり臨時代理したので同条第 2 項の規定に基づき、これを報告する。

令和 8 年 7 月 30 日

むつ市教育委員会教育長      阿 部 謙 一

### 提案理由

令和 8 年 6 月 28 日に第一田名部小学校の蒸気ボイラ一定期点検時に缶体に穴が空いていることが判明した。納期に 3 ヶ月かかることから冬期間の教育活動に支障がないよう早期復旧に向けて十分な工期を確保するため、工事に関する契約事務を早急に進める必要があることから、むつ市教育委員会事務委任規則第 3 条第 1 項により臨時代理したものである。

むつ市教育委員会臨時代理第14号

臨時代理書

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理する。

令和8年7月7日

むつ市教育委員会教育長 阿部 謙 一

## 1 事業概要

市立第一田名部小学校蒸気ボイラー更新に必要な管工事を行うものである。

概要：鋳鉄製セクショナルボイラー（定格出力：1073000Kcal/h）更新

## 2 工事場所

第一田名部小学校（むつ市柳町二丁目地内）

## 3 工事スケジュール（予定）

令和8年 7月7日                      工事契約に係る見積依頼

令和8年 7月7日                      契約締結

契約締結後 ～ 令和8年11月中旬      工事期間

## 4 予算

事業費：                                      18,128千円

財 源：起債                                      18,100千円

財 源：一般財源                                      28千円



天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更（捕獲）許可申請について

令和 8 年 6 月 2 4 日付け、む農林第 1 5 9 号で、現状変更（捕獲）について、むつ市長より文化庁長官宛ての許可申請書が提出されたため、教育委員会の所見を付したうえで進達した。

1 申請内容

- ・第 3 次第二種特定鳥獣管理計画（下北半島のニホンザル）に基づいた、加害群除去等の捕獲

2 捕獲申請頭数

- ・2 0 群及びハナレザル 計 5 8 9 頭

加害群除去

K o 2 - A 群 5 7 頭、K o 2 - B 群 3 6 頭、A 2 - 8 5 群 1 8 頭、O 1 - A 群 4 4 頭、O 2 - B 群 2 9 頭、S 1 - A 群 2 3 頭、S 1 - B 群 3 2 頭、O s 1 群 6 3 頭  
M 2 - B 1 群 2 4 頭、M 2 - B 2 群 2 6 頭、A 8 7 - A 群 7 1 頭、A b 1 群 5 9 頭、A b 2 群 1 1 頭

個体数調整

S 2 群 7 頭、O s 2 群 1 1 頭、A 2 - 8 4 A 群 9 頭、A 2 - 8 4 B 群 5 頭、A 8 7 - B 群 1 4 頭、I 2 - A 1 群 6 頭、I 2 - A 2 群 3 頭

ハナレザル 4 1 頭

3 捕獲方法

- ・箱わな、麻酔銃

#### 4 期間

- ・ 令和 8 年 9 月 1 日～令和 9 年 8 月 3 1 日

#### 5 教育委員会の所見

- ・ 捕獲計画については、「下北半島ニホンザル対策評価科学委員会」で承認され、捕獲後の個体については学術調査に資する配慮もなされており、申請内容は妥当と考えられる。